

令和3年5月7日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に  
基づく警戒度及び要請について

群馬県において5月3日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）に基づく要請（5月4日（火）以降）が行われることになりました。

つきましては、添付ファイルをご確認いただき、感染防止対策に引き続き取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

前回（5月1日（土）以降）要請からの変更点

（1）ガイドライン警戒度の変更

警戒度「4」：35市町村

（2）外出・県外移動について

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛することを要請（特に、午後8時以降の外出については極力控える）
- ・県外との不要不急の往来は自粛することを要請

（3）事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：35市町村

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請（酒類の提供は午後7時まで）

要請期間：令和3年5月8日（土）から同月21日（金）まで（14日間）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（5月4日（火）以降）』を御確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993